

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第一号

改正後	現行
<p>別紙様式第1号（第21条第1項関係） 業務報告</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当庫の現状</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 役員の状況</p> <p>イ. 役員数(略)</p> <p>ロ. 理事及び監事（当年度未現在） (記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当年度中に退任（解任を含む。）が<u>あつた</u>役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。</p> <p>3. (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況 (表略) (記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>開設又は廃止</u>に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。</p> <p>ニ～ホ. (略)</p> <p>ヘ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所又は事務所の開設・廃止状況 (表略) (記載上の注意)</p> <p><u>開設又は廃止</u>に区分して記載すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 預金等総額及び員外預金比率の状況 (記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p>	<p>別紙様式第1号（第21条第1項関係） 業務報告</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当庫の現状</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 役員の状況</p> <p>イ. 役員数(略)</p> <p>ロ. 理事及び監事（当年度未現在） (記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当年度中に退任（解任を含む。）が<u>あつた</u>役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。</p> <p>3. (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況 (表略) (記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>開設、廃止</u>に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。</p> <p>ニ～ホ. (略)</p> <p>ヘ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所又は事務所の開設・廃止状況 (表略) (記載上の注意)</p> <p><u>開設、廃止</u>に区分して記載すること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 預金等総額及び員外預金比率の状況 (記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p>

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第一号

<p>2. 員外預金比率は、労働金庫法第32条第4項第1号に規定する事業年度開始時における員外預金比率を記載すること。</p> <p>3. (略)</p>	<p>2. 員外預金比率は、労働金庫法第32条第4項第1号に規定する事業年度開始時における員外預金比率を記載すること。</p> <p>3. (略)</p>
---	---

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第二号

改正後	現行
<p>別紙様式第2号（第21条第1項関係） 貸借対照表 （記載上の注意）</p> <p>1. (1)～(5)（略）</p> <p>(6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(7)～(8)（略）</p> <p>(9) 子会社等（労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(10)～(16)（略）</p> <p><u>(17) 労働金庫法及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容</u></p> <p>(18)～(19)（略）</p> <p><u>(20) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p><u>(21)（略）</u></p> <p>2.～6.（略）</p>	<p>別紙様式第2号（第21条第1項関係） 貸借対照表 （記載上の注意）</p> <p>1. (1)～(5)（略）</p> <p>(6) 有形固定資産の減価償却累計額、<u>減損損失累計額</u>及び圧縮記帳額</p> <p>(7)～(8)（略）</p> <p>(9) 子会社等（労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(10)～(16)（略）</p> <p><u>(17) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額</u></p> <p><u>① 申込期日経過後における優先出資申込証拠金</u></p> <p><u>② 評価・換算差額等</u></p> <p>(18)～(19)（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(20)（略）</u></p> <p>2.～6.（略）</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第3号（第21条第1項関係） 損益計算書</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。 2. ～4. (略) 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 6. (略) 7. 出資1口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を銭単位まで注記すること。 8. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項を注記すること。 9. (略) 	<p>別紙様式第3号（第21条第1項関係） 損益計算書</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。 2. ～4. (略) 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 6. (略) 7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。 8. 労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項を記載すること。 9. (略)

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第四号

改正後	現行																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<p>別紙様式第4号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 労働金庫名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項</p> <p>(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>当期首 残 高</th> <th>当 期 増 加 額</th> <th>当 期 減 少 額</th> <th>当 期 償 却 額</th> <th>期 末 帳簿価額</th> <th>減価償却 累 計 額</th> <th>償 却 累 計 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td> 建物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 建設仮勘定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の有形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> のれん</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。 <p>(2) 引当金 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">当期首 残 高</th> <th rowspan="2">当 期 増 加 高</th> <th colspan="2">当 期 減 少 高</th> <th rowspan="2">当 期 末 残 高</th> <th rowspan="2">計 上 理 由 及 び 算 定 方 法</th> </tr> <tr> <th>目的使用</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち個別貸倒引当金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	償 却 累 計 率	有形固定資産							%	建物								土地								建設仮勘定								その他の有形固定資産								有形固定資産計								無形固定資産								ソフトウェア								のれん								その他の無形固定資産								無形固定資産計								区 分	当期首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高		当 期 末 残 高	計 上 理 由 及 び 算 定 方 法	目的使用	そ の 他	貸 倒 引 当 金							うち個別貸倒引当金							賞 与 引 当 金							退 職 給 付 引 当 金							合 計							<p>別紙様式第4号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 労働金庫名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>(新設)</p> <p>1. 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資産の種類</th> <th>当期首 残 高</th> <th>当 期 増 加 額</th> <th>当 期 減 少 額</th> <th>当 期 償 却 額</th> <th>期 末 帳簿価額</th> <th>減価償却 累 計 額</th> <th>償 却 累 計 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td> 建物</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 建設仮勘定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の有形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> ソフトウェア</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> のれん</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「期末帳簿価額」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。 償却累計率は、取得価額に対する減価償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載すること。 <p>2. 引当金 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">当期首 残 高</th> <th rowspan="2">当 期 増 加 高</th> <th colspan="2">当 期 減 少 高</th> <th rowspan="2">当 期 末 残 高</th> <th rowspan="2">計 上 理 由 及 び 算 定 方 法</th> </tr> <tr> <th>目的使用</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> うち個別貸倒引当金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退 職 給 付 引 当 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	償 却 累 計 率	有形固定資産							%	建物								土地								建設仮勘定								その他の有形固定資産								有形固定資産計								無形固定資産								ソフトウェア								のれん								その他の無形固定資産								無形固定資産計								区 分	当期首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高		当 期 末 残 高	計 上 理 由 及 び 算 定 方 法	目的使用	そ の 他	貸 倒 引 当 金							うち個別貸倒引当金							賞 与 引 当 金							退 職 給 付 引 当 金							合 計						
資産の種類	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	償 却 累 計 率																																																																																																																																																																																																																																																																																		
有形固定資産							%																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建物																																																																																																																																																																																																																																																																																									
土地																																																																																																																																																																																																																																																																																									
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																									
その他の有形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																									
有形固定資産計																																																																																																																																																																																																																																																																																									
無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ソフトウェア																																																																																																																																																																																																																																																																																									
のれん																																																																																																																																																																																																																																																																																									
その他の無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																									
無形固定資産計																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	当期首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高		当 期 末 残 高	計 上 理 由 及 び 算 定 方 法																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			目的使用	そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																					
貸 倒 引 当 金																																																																																																																																																																																																																																																																																									
うち個別貸倒引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																									
賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																																																																																																																									
退 職 給 付 引 当 金																																																																																																																																																																																																																																																																																									
合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																									
資産の種類	当期首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	償 却 累 計 率																																																																																																																																																																																																																																																																																		
有形固定資産							%																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建物																																																																																																																																																																																																																																																																																									
土地																																																																																																																																																																																																																																																																																									
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																									
その他の有形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																									
有形固定資産計																																																																																																																																																																																																																																																																																									
無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ソフトウェア																																																																																																																																																																																																																																																																																									
のれん																																																																																																																																																																																																																																																																																									
その他の無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																									
無形固定資産計																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区 分	当期首 残 高	当 期 増 加 高	当 期 減 少 高		当 期 末 残 高	計 上 理 由 及 び 算 定 方 法																																																																																																																																																																																																																																																																																			
			目的使用	そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																					
貸 倒 引 当 金																																																																																																																																																																																																																																																																																									
うち個別貸倒引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																									
賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																																																																																																																									
退 職 給 付 引 当 金																																																																																																																																																																																																																																																																																									
合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																									

改正後	現行																																																																																																																																																																																																																																																			
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。</p> <p>2. 第57条第2項の規定に基づき引当金を計上した場合には、適宜設欄の上記載すること。</p> <p><u>(3) 子会社等に対する出資</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th colspan="3">当期首残高</th> <th colspan="3">当期末残高</th> <th rowspan="2">当期増減 (△)高</th> <th rowspan="2">当該子会社の 有する当庫の 出資口数</th> </tr> <tr> <th>議 決 権 数</th> <th>取 得 原 価</th> <th>帳 簿 価 額</th> <th>議 決 権 数</th> <th>取 得 原 価</th> <th>帳 簿 価 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td>合 計</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p>2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。</p> <p>3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。</p> <p><u>(4) 子会社等に対する金銭債権</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会 社 名</th> <th>当 期 首 残 高</th> <th>当 期 末 残 高</th> <th>当 期 増 減 (△) 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>合 計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p><u>(5) 子会社等に対する金銭債務</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会 社 名</th> <th>当 期 首 残 高</th> <th>当 期 末 残 高</th> <th>当 期 増 減 (△) 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>合 計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等につ</p>	会社名	当期首残高			当期末残高			当期増減 (△)高	当該子会社の 有する当庫の 出資口数	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額								()	口								()	口								()	口								()	口								()	口	合 計							()	口	会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高																	合 計				会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高																	合 計				<p>(記載上の注意)</p> <p>計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3. 子会社等に対する出資</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th colspan="3">当期首残高</th> <th colspan="3">当期末残高</th> <th rowspan="2">当期増減 (△)高</th> <th rowspan="2">当該子会社の 有する当庫の 出資口数</th> </tr> <tr> <th>議 決 権 数</th> <th>取 得 原 価</th> <th>帳 簿 価 額</th> <th>議 決 権 数</th> <th>取 得 原 価</th> <th>帳 簿 価 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td>合 計</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p>2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。</p> <p>3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。</p> <p><u>4. 子会社等に対する金銭債権</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会 社 名</th> <th>当 期 首 残 高</th> <th>当 期 末 残 高</th> <th>当 期 増 減 (△) 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>合 計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p><u>5. 子会社等に対する金銭債務</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会 社 名</th> <th>当 期 首 残 高</th> <th>当 期 末 残 高</th> <th>当 期 増 減 (△) 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>合 計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記</p>	会社名	当期首残高			当期末残高			当期増減 (△)高	当該子会社の 有する当庫の 出資口数	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額								()	口								()	口								()	口								()	口								()	口								()	口	合 計							()	口	会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高																	合 計				会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高																	合 計			
会社名		当期首残高			当期末残高					当期増減 (△)高	当該子会社の 有する当庫の 出資口数																																																																																																																																																																																																																																									
	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額																																																																																																																																																																																																																																														
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
合 計							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高																																																																																																																																																																																																																																																	
合 計																																																																																																																																																																																																																																																				
会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高																																																																																																																																																																																																																																																	
合 計																																																																																																																																																																																																																																																				
会社名	当期首残高			当期末残高			当期増減 (△)高	当該子会社の 有する当庫の 出資口数																																																																																																																																																																																																																																												
	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額	議 決 権 数	取 得 原 価	帳 簿 価 額																																																																																																																																																																																																																																														
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
合 計							()	口																																																																																																																																																																																																																																												
会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高																																																																																																																																																																																																																																																	
合 計																																																																																																																																																																																																																																																				
会 社 名	当 期 首 残 高	当 期 末 残 高	当 期 増 減 (△) 高																																																																																																																																																																																																																																																	
合 計																																																																																																																																																																																																																																																				

改正後	現行																																																																																												
<p>いて記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p>(6) 経費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 分</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報酬給料手当</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>物件費</td><td></td></tr> <tr><td>事務費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち旅費・交通費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち通信費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務機械賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務委託費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>固定資産費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち土地建物賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち保全管理費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>事業費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち広告宣伝費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち交際費・寄贈費・諸会費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>人事厚生費</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産償却</td><td></td></tr> <tr><td>無形固定資産償却</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>税金</td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 監事が監査をするに<u>当たって</u>、参考となるように記載すること。</p>	区 分	金 額	人 件 費		報酬給料手当		退職給付費用		その他		物件費		事務費		（うち旅費・交通費）	（ ）	（うち通信費）	（ ）	（うち事務機械賃借料）	（ ）	（うち事務委託費）	（ ）	固定資産費		（うち土地建物賃借料）	（ ）	（うち保全管理費）	（ ）	事業費		（うち広告宣伝費）	（ ）	（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）	人事厚生費		有形固定資産償却		無形固定資産償却		その他		税金		合 計		<p>載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p>6. 経費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 分</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報酬給料手当</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>物件費</td><td></td></tr> <tr><td>事務費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち旅費・交通費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち通信費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務機械賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務委託費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>固定資産費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち土地建物賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち保全管理費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>事業費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち広告宣伝費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち交際費・寄贈費・諸会費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>人事厚生費</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産償却</td><td></td></tr> <tr><td>無形固定資産償却</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>税金</td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 監事が監査をするに<u>当たって</u>、参考となるように記載すること。</p>	区 分	金 額	人 件 費		報酬給料手当		退職給付費用		その他		物件費		事務費		（うち旅費・交通費）	（ ）	（うち通信費）	（ ）	（うち事務機械賃借料）	（ ）	（うち事務委託費）	（ ）	固定資産費		（うち土地建物賃借料）	（ ）	（うち保全管理費）	（ ）	事業費		（うち広告宣伝費）	（ ）	（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）	人事厚生費		有形固定資産償却		無形固定資産償却		その他		税金		合 計	
区 分	金 額																																																																																												
人 件 費																																																																																													
報酬給料手当																																																																																													
退職給付費用																																																																																													
その他																																																																																													
物件費																																																																																													
事務費																																																																																													
（うち旅費・交通費）	（ ）																																																																																												
（うち通信費）	（ ）																																																																																												
（うち事務機械賃借料）	（ ）																																																																																												
（うち事務委託費）	（ ）																																																																																												
固定資産費																																																																																													
（うち土地建物賃借料）	（ ）																																																																																												
（うち保全管理費）	（ ）																																																																																												
事業費																																																																																													
（うち広告宣伝費）	（ ）																																																																																												
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）																																																																																												
人事厚生費																																																																																													
有形固定資産償却																																																																																													
無形固定資産償却																																																																																													
その他																																																																																													
税金																																																																																													
合 計																																																																																													
区 分	金 額																																																																																												
人 件 費																																																																																													
報酬給料手当																																																																																													
退職給付費用																																																																																													
その他																																																																																													
物件費																																																																																													
事務費																																																																																													
（うち旅費・交通費）	（ ）																																																																																												
（うち通信費）	（ ）																																																																																												
（うち事務機械賃借料）	（ ）																																																																																												
（うち事務委託費）	（ ）																																																																																												
固定資産費																																																																																													
（うち土地建物賃借料）	（ ）																																																																																												
（うち保全管理費）	（ ）																																																																																												
事業費																																																																																													
（うち広告宣伝費）	（ ）																																																																																												
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）																																																																																												
人事厚生費																																																																																													
有形固定資産償却																																																																																													
無形固定資産償却																																																																																													
その他																																																																																													
税金																																																																																													
合 計																																																																																													

改正後	現行																																																																																																																																		
<p>(7) <u>その他の重要な事項</u> (記載上の注意) その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p> <p>2. <u>業務報告に関する事項</u> (1) <u>役員等の兼職（当年度末現在）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>役職名</th> <th>氏名</th> <th>兼職法人名又は団体名</th> <th>兼職先での役職名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。 2. 兼職する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。</p> <p>(2) <u>役員等又は役員等の兼職先との間の取引状況（当年度末現在）</u> ① <u>役員等との間の取引状況</u> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>役職名</th> <th>氏名</th> <th>貸出金</th> <th>当期増減 (△)高</th> <th>債務の保証 又は裏書</th> <th>当期増減 (△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と労働金庫との間の取引について記載すること。 2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。</p> <p>② <u>役員等の兼職先との間の取引状況</u> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>兼職先等名</th> <th>貸出金</th> <th>当期増減 (△)高</th> <th>債務の保証 又は裏書</th> <th>当期増減 (△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	役職名	氏名	兼職法人名又は団体名	兼職先での役職名	摘要																					役職名	氏名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																									兼職先等名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高						<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7. <u>役員等の兼職（当年度末現在）</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>役職名</th> <th>氏名</th> <th>兼職法人名又は団体名</th> <th>兼職先での役職名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。 2. 兼職する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。</p> <p>8. <u>役員等又は役員等の兼職先との間の取引状況（当年度末現在）</u> (1) <u>役員等との間の取引状況</u> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>役職名</th> <th>氏名</th> <th>貸出金</th> <th>当期増減 (△)高</th> <th>債務の保証 又は裏書</th> <th>当期増減 (△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1. 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と労働金庫との間の取引について記載すること。 2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。</p> <p>(2) <u>役員等の兼職先との間の取引状況</u> (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>兼職先等名</th> <th>貸出金</th> <th>当期増減 (△)高</th> <th>債務の保証 又は裏書</th> <th>当期増減 (△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	役職名	氏名	兼職法人名又は団体名	兼職先での役職名	摘要																					役職名	氏名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																									兼職先等名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高					
役職名	氏名	兼職法人名又は団体名	兼職先での役職名	摘要																																																																																																																															
役職名	氏名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																																																																																																																														
兼職先等名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																																																																																																																															
役職名	氏名	兼職法人名又は団体名	兼職先での役職名	摘要																																																																																																																															
役職名	氏名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																																																																																																																														
兼職先等名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																																																																																																																															

改正後					現行																												
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 労働金庫法第 35 条第 1 項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職先と労働金庫との間の取引について記載すること。また、役員が兼職の認可を受けていない場合であつても、役員が発行済株式の総数の 100 分の 50 を超える株式を有する株式会社と労働金庫との間の取引について記載すること。</p> <p>2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。</p>					<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 労働金庫法第 35 条第 1 項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職先と労働金庫との間の取引について記載すること。また、役員が兼職の認可を受けていない場合であつても、役員が発行済株式の総数の 100 分の 50 を超える株式を有する株式会社と労働金庫との間の取引について記載すること。</p> <p>2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。</p>																												
<p><u>(3) 役員に対する報酬</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">当期中の報酬支払額</th> <th style="width: 50%;">総会等で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額	理 事			監 事			合 計			<p><u>9. 役員に対する報酬</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">当期中の報酬支払額</th> <th style="width: 50%;">総会等で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額	理 事			監 事			合 計		
区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額																															
理 事																																	
監 事																																	
合 計																																	
区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額																															
理 事																																	
監 事																																	
合 計																																	
<p>(記載上の注意)</p> <p>理事及び監事に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。</p>					<p>(記載上の注意)</p> <p>理事及び監事に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。</p>																												
<p><u>(4) その他の重要な事項</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>その他業務報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>					<p><u>10. その他の重要な事項</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p>その他業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>																												

改正後	現行
<p>別紙様式第5号（第21条第1項関係） 業務報告</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 当会の現況</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）役員の様況</p> <p>イ.（略）</p> <p>ロ. 理事及び監事（当年度未現在） （記載上の注意）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 当年度中に退任（解任を含む。）が<u>あつた</u>役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。</p> <p>3.（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）事務所等の様況</p> <p>イ.（略）</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止様況 （表略） （記載上の注意）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. <u>開設又は廃止</u>に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。</p> <p>ハ～ホ.（略）</p> <p>ヘ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止様況 （表略） （記載上の注意）</p> <p><u>開設又は廃止</u>に区分して記載すること。</p> <p>（6）（略）</p> <p>3.（略）</p>	<p>別紙様式第5号（第21条第1項関係） 業務報告</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 当会の現況</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）役員の様況</p> <p>イ.（略）</p> <p>ロ. 理事及び監事（当年度未現在） （記載上の注意）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 当年度中に退任（解任を含む。）が<u>あつた</u>役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。</p> <p>3.（略）</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）事務所等の様況</p> <p>イ.（略）</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止様況 （表略） （記載上の注意）</p> <p>1.（略）</p> <p>2. <u>開設、廃止</u>に区分し、これが昇格等による場合は、その旨を備考欄に記載すること。</p> <p>ハ～ホ.（略）</p> <p>ヘ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止様況 （表略） （記載上の注意）</p> <p><u>開設、廃止</u>に区分して記載すること。</p> <p>（6）（略）</p> <p>3.（略）</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第6号（第21条第1項関係） 貸借対照表 （記載上の注意）</p> <p>1. (1)～(5)（略）</p> <p>(6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(7) （略）</p> <p>(8) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、<u>預金</u>に係る債務は、この限りでない。</p> <p>(9) 子会社等（労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(10)～(15)（略）</p> <p>(16) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。）</p> <p>(17) <u>労働金庫法及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容</u></p> <p>(18)～(19) （略）</p> <p>(20) <u>資産に係る引当金を直接対除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p>(21) （略）</p> <p>2. ～6.（略）</p>	<p>別紙様式第6号（第21条第1項関係） 貸借対照表 （記載上の注意）</p> <p>1. (1)～(5)（略）</p> <p>(6) 有形固定資産の減価償却累計額、<u>減損損失累計額</u>及び圧縮記帳額</p> <p>(7) （略）</p> <p>(8) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、<u>預金積金</u>に係る債務は、この限りでない。</p> <p>(9) 子会社等（労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(10)～(15)（略）</p> <p>(16) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。）</p> <p>(17) <u>純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額</u></p> <p>① <u>申込期日経過後における優先出資申込証拠金</u></p> <p>② <u>評価・換算差額等</u></p> <p>(18)～(19) （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(20) （略）</p> <p>2. ～6.（略）</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第七号（第21条第1項関係） 損益計算書 （記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。 2. ～4. (略) 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 6. (略) 7. 出資1口当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額を銭単位まで注記すること。 8. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項を注記すること。 9. (略) 	<p>別紙様式第七号（第21条第1項関係） 損益計算書 （記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。 2. ～4. (略) 5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 6. (略) 7. 出資1口当たりの当期純利益又は当期純損失を銭単位まで記載すること。 8. 労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項を記載すること。 9. (略)

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第八号

改正後	現行																																																																																																																																																																																																																																										
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。</p> <p>2. 第57条第2項の規定に基づき引当金を計上した場合には、適宜設欄の上記載すること。</p> <p><u>(3) 子会社等に対する出資</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th colspan="3">当期首残高</th> <th colspan="3">当期末残高</th> <th rowspan="2">当期増減(△)高</th> <th rowspan="2">当該子会社の有する当会の出資口数</th> </tr> <tr> <th>議決権数</th> <th>取得原価</th> <th>帳簿価額</th> <th>議決権数</th> <th>取得原価</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p>2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。</p> <p>3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。</p> <p><u>(4) 子会社等に対する金銭債権</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>当期首残高</th> <th>当期末残高</th> <th>当期増減(△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p><u>(5) 子会社等に対する金銭債務</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>当期首残高</th> <th>当期末残高</th> <th>当期増減(△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p>	会社名	当期首残高			当期末残高			当期増減(△)高	当該子会社の有する当会の出資口数	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額								()	口								()	口								()	口								()	口								()	口	合計							()	口	会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高																	合計				会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高																	合計				<p>(記載上の注意)</p> <p>計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3. 子会社等に対する出資</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th colspan="3">当期首残高</th> <th colspan="3">当期末残高</th> <th rowspan="2">当期増減(△)高</th> <th rowspan="2">当該子会社の有する当会の出資口数</th> </tr> <tr> <th>議決権数</th> <th>取得原価</th> <th>帳簿価額</th> <th>議決権数</th> <th>取得原価</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>()</td><td>口</td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p>2. 「当期増減(△)高」欄には、取得原価について記載すること。また、括弧内に議決権数を記載すること。</p> <p>3. 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。</p> <p><u>4. 子会社等に対する金銭債権</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>当期首残高</th> <th>当期末残高</th> <th>当期増減(△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p> <p><u>5. 子会社等に対する金銭債務</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>当期首残高</th> <th>当期末残高</th> <th>当期増減(△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td>合計</td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等について記載すること。ただし、重要でないものについては一括記載することができる。</p>	会社名	当期首残高			当期末残高			当期増減(△)高	当該子会社の有する当会の出資口数	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額								()	口								()	口								()	口								()	口								()	口	合計							()	口	会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高																	合計				会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高																	合計			
会社名		当期首残高			当期末残高					当期増減(△)高	当該子会社の有する当会の出資口数																																																																																																																																																																																																																																
	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額																																																																																																																																																																																																																																					
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
合計							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高																																																																																																																																																																																																																																								
合計																																																																																																																																																																																																																																											
会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高																																																																																																																																																																																																																																								
合計																																																																																																																																																																																																																																											
会社名	当期首残高			当期末残高			当期増減(△)高	当該子会社の有する当会の出資口数																																																																																																																																																																																																																																			
	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額																																																																																																																																																																																																																																					
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
合計							()	口																																																																																																																																																																																																																																			
会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高																																																																																																																																																																																																																																								
合計																																																																																																																																																																																																																																											
会社名	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)高																																																																																																																																																																																																																																								
合計																																																																																																																																																																																																																																											

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第八号

改正後		現行	
(6) 経費		6. 経費	
(単位：千円)		(単位：千円)	
区 分	金 額	区 分	金 額
人 件 費		人 件 費	
報酬給料手当		報酬給料手当	
退職給付費用		退職給付費用	
その他		その他	
物 件 費		物 件 費	
事務費		事務費	
(うち旅費・交通費)	()	(うち旅費・交通費)	()
(うち通信費)	()	(うち通信費)	()
(うち事務機械賃借料)	()	(うち事務機械賃借料)	()
(うち事務委託費)	()	(うち事務委託費)	()
固定資産費		固定資産費	
(うち土地建物賃借料)	()	(うち土地建物賃借料)	()
(うち保全管理費)	()	(うち保全管理費)	()
事業費		事業費	
(うち広告宣伝費)	()	(うち広告宣伝費)	()
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	()	(うち交際費・寄贈費・諸会費)	()
人事厚生費		人事厚生費	
有形固定資産償却		有形固定資産償却	
無形固定資産償却		無形固定資産償却	
その他		その他	
税金		税金	
合 計		合 計	
(記載上の注意) 監事が監査をするに <u>当たって</u> 、参考となるように記載すること。		(記載上の注意) 監事が監査をするに <u>当たって</u> 、参考となるように記載すること。	
(7) その他の重要な事項 (記載上の注意) その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。		(新設)	

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第八号

改正後	現行																																																																																																																																																																
<p>2. 業務報告に関する事項</p> <p>(1) 役員等の兼職（当年度末現在）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">役職名</th> <th style="width:15%;">氏名</th> <th style="width:15%;">兼職法人名又は団体名</th> <th style="width:15%;">兼職先での役職名</th> <th style="width:40%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。 兼職する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。 <p>(2) 役員等又は役員等の兼職先との間の取引状況（当年度末現在）</p> <p>① 役員等との間の取引状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">役職名</th> <th style="width:15%;">氏名</th> <th style="width:15%;">貸出金</th> <th style="width:15%;">当期増減 (△)高</th> <th style="width:15%;">債務の保証 又は裏書</th> <th style="width:15%;">当期増減 (△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。 <p>② 役員等の兼職先との間の取引状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">兼職先等名</th> <th style="width:15%;">貸出金</th> <th style="width:15%;">当期増減 (△)高</th> <th style="width:15%;">債務の保証 又は裏書</th> <th style="width:15%;">当期増減 (△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	役職名	氏名	兼職法人名又は団体名	兼職先での役職名	摘要																					役職名	氏名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																									兼職先等名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																					<p>(新設)</p> <p>7. 役員等の兼職(当年度末現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">役職名</th> <th style="width:15%;">氏名</th> <th style="width:15%;">兼職法人名又は団体名</th> <th style="width:15%;">兼職先での役職名</th> <th style="width:40%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事について記載すること。 兼職する先が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。 <p>8. 役員等又は役員等の兼職先との間の取引状況（当年度末現在）</p> <p>(1) 役員等との間の取引状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">役職名</th> <th style="width:15%;">氏名</th> <th style="width:15%;">貸出金</th> <th style="width:15%;">当期増減 (△)高</th> <th style="width:15%;">債務の保証 又は裏書</th> <th style="width:15%;">当期増減 (△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第35条第1項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員又は参事と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 役員等の兼職先との間の取引状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">兼職先等名</th> <th style="width:15%;">貸出金</th> <th style="width:15%;">当期増減 (△)高</th> <th style="width:15%;">債務の保証 又は裏書</th> <th style="width:15%;">当期増減 (△)高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	役職名	氏名	兼職法人名又は団体名	兼職先での役職名	摘要																					役職名	氏名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																									兼職先等名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																				
役職名	氏名	兼職法人名又は団体名	兼職先での役職名	摘要																																																																																																																																																													
役職名	氏名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																																																																																																																																																												
兼職先等名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																																																																																																																																																													
役職名	氏名	兼職法人名又は団体名	兼職先での役職名	摘要																																																																																																																																																													
役職名	氏名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																																																																																																																																																												
兼職先等名	貸出金	当期増減 (△)高	債務の保証 又は裏書	当期増減 (△)高																																																																																																																																																													

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第八号

改正後	現行																								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 労働金庫法第 35 条第 1 項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職先と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職の認可を受けていない場合であつても、役員が発行済株式の総数の 100 分の 50 を超える株式を有する株式会社と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。</p> <p>2. 「貸出金」欄には、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）を除いて記載すること。</p> <p>(3) 役員に対する報酬</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">当期中の報酬支払額</th> <th style="text-align: center;">総会等で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">理 事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監 事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>理事及び監事に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。</p> <p>(4) その他の重要な事項</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>その他業務報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>	区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額	理 事			監 事			合 計			<p>(記載上の注意)</p> <p>労働金庫法第 35 条第 1 項ただし書の規定に基づく認可を受けた役員及び参事の兼職先と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。また、役員が兼職の認可を受けていない場合であつても、役員が発行済株式の総数の 100 分の 50 を超える株式を有する株式会社と労働金庫連合会との間の取引について記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>9. 役員に対する報酬</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">当期中の報酬支払額</th> <th style="text-align: center;">総会等で定められた報酬限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">理 事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監 事</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>理事及び監事に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に理事と監事とを区分してそれぞれ金額を記載すること。</p> <p>10. その他の重要な事項</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>その他業務報告、<u>貸借対照表及び損益計算書</u>の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</p>	区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額	理 事			監 事			合 計		
区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額																							
理 事																									
監 事																									
合 計																									
区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額																							
理 事																									
監 事																									
合 計																									

改正後	現行
<p>11. 預金及び定期積金 12. 借入金 13. 債務保証 14. 貸倒引当金 15. 単体自己資本比率</p> <p>第2 貸借対照表 第3 損益計算書 第4 剰余金処分計算書 第5 損失金処理計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 業務報告書の各様式に記載する金額は、本支店勘定決済終了後の数字を記載すること。 2. 業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし、当該単位未満は切り捨てて記載すること。 3. 業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。</p>	<p>11. 預金及び定期積金 12. 借入金 13. 債務保証 14. 貸倒引当金 15. 単体自己資本比率</p> <p>第2 貸借対照表 第3 損益計算書 第4 剰余金処分計算書 第5 損失金処理計算書</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 業務報告書の各様式に記載する金額は、本支店勘定決済終了後の数字を記載すること。 2. 業務報告書の各様式に記載する金額、件数等は、各様式の中で指定された単位で記載することとし、当該単位未満は切り捨てて記載すること。 3. 業務報告書に記載する構成比率、増減率等は、小数点第3位以下切り捨てて記載すること。</p>
<p><u>第1 事業概況書</u></p> <p>第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)</p>	<p><u>第1 事業概況書</u></p> <p>第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)</p>
<p>1. 事業の概況</p> <p style="text-align: right;">(労働金庫名)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意)</p> <p>事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫が対処すべき課題の順序に従つて、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。</p>	<p>1. 事業の概況</p> <p style="text-align: right;">(労働金庫名)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>(記載上の注意)</p> <p>事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫が対処すべき課題の順序に従つて、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。</p>

改正後	現行																																																																																																																																																																																																																								
<p>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:12.5%;">年月日</th> <th style="width:37.5%;">会議の名称</th> <th style="width:12.5%;">出席者数</th> <th style="width:37.5%;">主 要 な 議 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類（会員、総代、理事等）別員数、決議内容等の重要事項について開催日順に記載すること。</p> <p>3. 役 員</p> <p>I 役員数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:15%;">前 期 末</th> <th style="width:15%;">当 期 末</th> <th style="width:15%;">増 減 (△)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事 (うち非常勤)</td> <td style="text-align: center;">人 ()</td> <td style="text-align: center;">人 ()</td> <td style="text-align: center;">人 ()</td> </tr> <tr> <td>監 事 (うち非常勤)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>合 計 (うち非常勤)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>定款に定める理事数 人以内 定款に定める監事数 人以内</p> <p>II 役員 の 概 要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:8%;">役 名</th> <th style="width:8%;">氏 名</th> <th style="width:8%;">就 任 年月日</th> <th style="width:8%;">任期満了 年月日</th> <th style="width:8%;">代表・非 代表の別</th> <th style="width:8%;">常勤・非 常勤の別</th> <th style="width:8%;">所属団体</th> <th style="width:8%;">担 当 部 門 又 は 主 な 職 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。 2. 当年度中に退任（解任を含む。）があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。</p>	年月日	会議の名称	出席者数	主 要 な 議 事																	区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)	理 事 (うち非常勤)	人 ()	人 ()	人 ()	監 事 (うち非常勤)	()	()	()	合 計 (うち非常勤)	()	()	()	役 名	氏 名	就 任 年月日	任期満了 年月日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	所属団体	担 当 部 門 又 は 主 な 職 業																																																																	<p>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:12.5%;">年月日</th> <th style="width:37.5%;">会議の名称</th> <th style="width:12.5%;">出席者数</th> <th style="width:37.5%;">主 要 な 議 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 総会、総代会及び理事会の開催日、名称、出席者の種類（会員、総代、理事等）別員数、決議内容等の重要事項について開催日順に記載すること。</p> <p>3. 役 員</p> <p>I 役員数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:15%;">前 期 末</th> <th style="width:15%;">当 期 末</th> <th style="width:15%;">増 減 (△)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理 事 (うち非常勤)</td> <td style="text-align: center;">人 ()</td> <td style="text-align: center;">人 ()</td> <td style="text-align: center;">人 ()</td> </tr> <tr> <td>監 事 (うち非常勤)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>合 計 (うち非常勤)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table> <p>定款に定める理事数 人以内 定款に定める監事数 人以内</p> <p>II 役員 の 概 要</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:8%;">役 名</th> <th style="width:8%;">氏 名</th> <th style="width:8%;">就 任 年月日</th> <th style="width:8%;">任期満了 年月日</th> <th style="width:8%;">代表・非 代表の別</th> <th style="width:8%;">常勤・非 常勤の別</th> <th style="width:8%;">所属団体</th> <th style="width:8%;">担 当 部 門 又 は 主 な 職 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。 2. 当年度中に退任（解任を含む。）があつた役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。 3. 総会代議員以外の者から選任された役員については、「所属団体」欄に「員外」と記載すること。</p>	年月日	会議の名称	出席者数	主 要 な 議 事																	区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)	理 事 (うち非常勤)	人 ()	人 ()	人 ()	監 事 (うち非常勤)	()	()	()	合 計 (うち非常勤)	()	()	()	役 名	氏 名	就 任 年月日	任期満了 年月日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	所属団体	担 当 部 門 又 は 主 な 職 業																																																																
年月日	会議の名称	出席者数	主 要 な 議 事																																																																																																																																																																																																																						
区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)																																																																																																																																																																																																																						
理 事 (うち非常勤)	人 ()	人 ()	人 ()																																																																																																																																																																																																																						
監 事 (うち非常勤)	()	()	()																																																																																																																																																																																																																						
合 計 (うち非常勤)	()	()	()																																																																																																																																																																																																																						
役 名	氏 名	就 任 年月日	任期満了 年月日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	所属団体	担 当 部 門 又 は 主 な 職 業																																																																																																																																																																																																																		
年月日	会議の名称	出席者数	主 要 な 議 事																																																																																																																																																																																																																						
区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)																																																																																																																																																																																																																						
理 事 (うち非常勤)	人 ()	人 ()	人 ()																																																																																																																																																																																																																						
監 事 (うち非常勤)	()	()	()																																																																																																																																																																																																																						
合 計 (うち非常勤)	()	()	()																																																																																																																																																																																																																						
役 名	氏 名	就 任 年月日	任期満了 年月日	代表・非 代表の別	常勤・非 常勤の別	所属団体	担 当 部 門 又 は 主 な 職 業																																																																																																																																																																																																																		

改正後					現行				
4. 職 員					4. 職 員				
区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 中 平 均	当 期 末 現 在 平 均 年 齢	区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 中 平 均	当 期 末 現 在 平 均 年 齢
一 般 職 員	人	人	人	歳 月	一 般 職 員	人	人	人	歳 月
その他の従業員					その他の従業員				
合 計					合 計				
<small>(記載上の注意)</small> その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。					<small>(記載上の注意)</small> その他の従業員には、守衛、運転手等の常勤の従業員の数を記載すること。				
5. 出 資 金					5. 出 資 金				
I 出資金の推移					I 出資金の推移				
区 分	前 年 度 末	当 年 度 末			区 分	前 年 度 末	当 年 度 末		
出 資 金	千円	千円			出 資 金	千円	千円		
普通出資金					普通出資金				
優先出資金					優先出資金				
II 普通出資（当期末現在）					II 普通出資（当期末現在）				
普通出資1口の金額 円					普通出資1口の金額 円				
区 分	出 資 者 数	間 接 構 成 員 数	出 資 金 額	一 会 員 当 た り 金 額	区 分	出 資 者 数	間 接 構 成 員 数	出 資 金 額	一 会 員 当 た り 金 額
団 体		人	円	円	団 体		人	円	円
民間労働組合					民間労働組合				
民間以外の労働組合 及び公務員の団体					民間以外の労働組合 及び公務員の団体				
消費生活協同組合 及び同連合会					消費生活協同組合 及び同連合会				
その他の団体					その他の団体				
個 人		/			個 人		/		
処分未済持分		/			処分未済持分		/		

改正後					現行				
長期利付国債					長期利付国債				
中期利付国債					中期利付国債				
割引国債					割引国債				
政府短期証券					政府短期証券				
その他					その他				
商品地方債					商品地方債				
商品政府保証債					商品政府保証債				
その他の商品有価証券					その他の商品有価証券				
合計					合計				

8. 有価証券

種類	額面金額	当期末残高	当期末手元現在高
国債	千円	千円	千円
地方債			
短期社債			
社債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
公社公団債			
金融債			
事業債			
株式			
外国証券			
(うち円貨建)	()	()	()
貸付信託			
投資信託			

8. 有価証券

種類	額面金額	当期末残高	当期末手元現在高
国債	千円	千円	千円
地方債			
短期社債			
社債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
公社公団債			
金融債			
事業債			
株式			
外国証券			
(うち円貨建)	()	()	()
貸付信託			
投資信託			

改正後	現行																																																																																																																																																																																				
<p>(削除)</p> <p>9. 貸出金</p> <p>当期末残高内訳</p> <p>I 種類別口数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:16.6%;">区 分</th> <th style="width:16.6%;">割引手形</th> <th style="width:16.6%;">手形貸付</th> <th style="width:16.6%;">証書貸付</th> <th style="width:16.6%;">当座貸越</th> <th style="width:16.6%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口 数</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> </tr> <tr> <td>1口当たり金額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については件数、当座貸越については口座数を記載すること。</p> <p>II 貸出先別</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">区 分</th> <th style="width:12.5%;">先 数</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:37.5%;">一先当たり金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間労働組合</td> <td style="text-align: center;">先</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>民間以外の労働組合及び公務員の団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費生活協同組合及び同連合会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち日本勤労者住宅協会)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>《 間 接 構 成 員 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> </tr> <tr> <td>上記各団体に所属しない個人会員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(会 員 等 計)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>令第3条第1号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第2号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第3号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第4号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第5号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第6号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第7号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第8号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第9号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計	口 数	口	口	口	口	口	1口当たり金額	円	円	円	円	円	区 分	先 数	金 額	一先当たり金額	民間労働組合	先	千円	円	民間以外の労働組合及び公務員の団体				消費生活協同組合及び同連合会				その他の団体				(うち日本勤労者住宅協会)	()	()	()	《 間 接 構 成 員 》	《 》	《 》	《 》	上記各団体に所属しない個人会員				(会 員 等 計)	()	()	()	令第3条第1号に該当するもの				令第3条第2号に該当するもの				令第3条第3号に該当するもの				令第3条第4号に該当するもの				令第3条第5号に該当するもの				令第3条第6号に該当するもの				令第3条第7号に該当するもの				令第3条第8号に該当するもの				令第3条第9号に該当するもの				<p>(記載上の注意)</p> <p>「令」とは、労働金庫法施行令をいう。</p> <p>9. 貸出金</p> <p>当期末残高内訳</p> <p>I 種類別口数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:16.6%;">区 分</th> <th style="width:16.6%;">割引手形</th> <th style="width:16.6%;">手形貸付</th> <th style="width:16.6%;">証書貸付</th> <th style="width:16.6%;">当座貸越</th> <th style="width:16.6%;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口 数</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> </tr> <tr> <td>1口当たり金額</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>口数は、割引手形、手形貸付及び証書貸付については件数、当座貸越については口座数を記載すること。</p> <p>II 貸出先別</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">区 分</th> <th style="width:12.5%;">先 数</th> <th style="width:25%;">金 額</th> <th style="width:37.5%;">一先当たり金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間労働組合</td> <td style="text-align: center;">先</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>民間以外の労働組合及び公務員の団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費生活協同組合及び同連合会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち日本勤労者住宅協会)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>《 間 接 構 成 員 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> </tr> <tr> <td>上記各団体に所属しない個人会員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(会 員 等 計)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td>令第3条第1号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第2号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第3号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第4号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第5号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第6号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第7号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第8号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>令第3条第9号に該当するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計	口 数	口	口	口	口	口	1口当たり金額	円	円	円	円	円	区 分	先 数	金 額	一先当たり金額	民間労働組合	先	千円	円	民間以外の労働組合及び公務員の団体				消費生活協同組合及び同連合会				その他の団体				(うち日本勤労者住宅協会)	()	()	()	《 間 接 構 成 員 》	《 》	《 》	《 》	上記各団体に所属しない個人会員				(会 員 等 計)	()	()	()	令第3条第1号に該当するもの				令第3条第2号に該当するもの				令第3条第3号に該当するもの				令第3条第4号に該当するもの				令第3条第5号に該当するもの				令第3条第6号に該当するもの				令第3条第7号に該当するもの				令第3条第8号に該当するもの				令第3条第9号に該当するもの			
区 分	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計																																																																																																																																																																																
口 数	口	口	口	口	口																																																																																																																																																																																
1口当たり金額	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																
区 分	先 数	金 額	一先当たり金額																																																																																																																																																																																		
民間労働組合	先	千円	円																																																																																																																																																																																		
民間以外の労働組合及び公務員の団体																																																																																																																																																																																					
消費生活協同組合及び同連合会																																																																																																																																																																																					
その他の団体																																																																																																																																																																																					
(うち日本勤労者住宅協会)	()	()	()																																																																																																																																																																																		
《 間 接 構 成 員 》	《 》	《 》	《 》																																																																																																																																																																																		
上記各団体に所属しない個人会員																																																																																																																																																																																					
(会 員 等 計)	()	()	()																																																																																																																																																																																		
令第3条第1号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第2号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第3号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第4号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第5号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第6号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第7号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第8号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第9号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
区 分	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越	合 計																																																																																																																																																																																
口 数	口	口	口	口	口																																																																																																																																																																																
1口当たり金額	円	円	円	円	円																																																																																																																																																																																
区 分	先 数	金 額	一先当たり金額																																																																																																																																																																																		
民間労働組合	先	千円	円																																																																																																																																																																																		
民間以外の労働組合及び公務員の団体																																																																																																																																																																																					
消費生活協同組合及び同連合会																																																																																																																																																																																					
その他の団体																																																																																																																																																																																					
(うち日本勤労者住宅協会)	()	()	()																																																																																																																																																																																		
《 間 接 構 成 員 》	《 》	《 》	《 》																																																																																																																																																																																		
上記各団体に所属しない個人会員																																																																																																																																																																																					
(会 員 等 計)	()	()	()																																																																																																																																																																																		
令第3条第1号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第2号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第3号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第4号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第5号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第6号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第7号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第8号に該当するもの																																																																																																																																																																																					
令第3条第9号に該当するもの																																																																																																																																																																																					

改正後				現行																																																																																							
(会 員 外 計)	()	()	()	(会 員 外 計)	()	()	()																																																																																				
合 計				合 計																																																																																							
<small>(記載上の注意)</small> 1. 間接構成員（個人会員となつているものを含む。）に対する貸出金は、当該会員団体に対する貸出金に含めて記載すること。 2. 《間接構成員》は、民間労働組合、官公労働組合、消費生活協同組合及び同連合会その他の団体の間接構成員（個人会員となつているものを含む。）に対する貸出金を記載すること。 3. 「令」とは、労働金庫法施行令をいう。				<small>(記載上の注意)</small> 1. 間接構成員（個人会員となつているものを含む。）に対する貸出金は、当該会員団体に対する貸出金に含めて記載すること。 2. 《間接構成員》は、民間労働組合、官公労働組合、消費生活協同組合及び同連合会その他の団体の間接構成員（個人会員となつているものを含む。）に対する貸出金を記載すること。 3. 「令」とは、労働金庫法施行令をいう。																																																																																							
III 約定期間別 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">貸 出 金 額</th> <th colspan="2">う ち 会 員 外</th> </tr> <tr> <th>口 数</th> <th>金 額</th> <th>口 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内 の も の</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>1 年 を 超 え 5 年 以 内 の も の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 年 を 超 え 10 年 以 内 の も の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 年 を 超 え る も の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	貸 出 金 額		う ち 会 員 外		口 数	金 額	口 数	金 額	1 年 以 内 の も の	口	千円	口	千円	1 年 を 超 え 5 年 以 内 の も の					5 年 を 超 え 10 年 以 内 の も の					10 年 を 超 え る も の					合 計					III 約定期間別 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">貸 出 金 額</th> <th colspan="2">う ち 会 員 外</th> </tr> <tr> <th>口 数</th> <th>金 額</th> <th>口 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内 の も の</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>1 年 を 超 え 5 年 以 内 の も の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 年 を 超 え 10 年 以 内 の も の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 年 を 超 え る も の</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	貸 出 金 額		う ち 会 員 外		口 数	金 額	口 数	金 額	1 年 以 内 の も の	口	千円	口	千円	1 年 を 超 え 5 年 以 内 の も の					5 年 を 超 え 10 年 以 内 の も の					10 年 を 超 え る も の					合 計																				
区 分	貸 出 金 額		う ち 会 員 外																																																																																								
	口 数	金 額	口 数	金 額																																																																																							
1 年 以 内 の も の	口	千円	口	千円																																																																																							
1 年 を 超 え 5 年 以 内 の も の																																																																																											
5 年 を 超 え 10 年 以 内 の も の																																																																																											
10 年 を 超 え る も の																																																																																											
合 計																																																																																											
区 分	貸 出 金 額		う ち 会 員 外																																																																																								
	口 数	金 額	口 数	金 額																																																																																							
1 年 以 内 の も の	口	千円	口	千円																																																																																							
1 年 を 超 え 5 年 以 内 の も の																																																																																											
5 年 を 超 え 10 年 以 内 の も の																																																																																											
10 年 を 超 え る も の																																																																																											
合 計																																																																																											
IV 担 保 別 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">貸 出 金 額</th> <th colspan="2">う ち 会 員 外</th> </tr> <tr> <th>千円</th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 金 積 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不 動 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削 除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削 除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削 除)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(小 計)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table>				種 類	貸 出 金 額	う ち 会 員 外		千円	千円	預 金 積 金				有 価 証 券				動 産				不 動 産				(削 除)				(削 除)				(削 除)				そ の 他				(小 計)	()	()	()	IV 担 保 別 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">貸 出 金 額</th> <th colspan="2">う ち 会 員 外</th> </tr> <tr> <th>千円</th> <th>千円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 金 積 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 建 物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 土 地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の有形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(小 計)</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table>				種 類	貸 出 金 額	う ち 会 員 外		千円	千円	預 金 積 金				有 価 証 券				有 形 固 定 資 産				建 物				土 地				その他の有形固定資産				無 形 固 定 資 産				そ の 他				(小 計)	()	()	()
種 類	貸 出 金 額	う ち 会 員 外																																																																																									
		千円	千円																																																																																								
預 金 積 金																																																																																											
有 価 証 券																																																																																											
動 産																																																																																											
不 動 産																																																																																											
(削 除)																																																																																											
(削 除)																																																																																											
(削 除)																																																																																											
そ の 他																																																																																											
(小 計)	()	()	()																																																																																								
種 類	貸 出 金 額	う ち 会 員 外																																																																																									
		千円	千円																																																																																								
預 金 積 金																																																																																											
有 価 証 券																																																																																											
有 形 固 定 資 産																																																																																											
建 物																																																																																											
土 地																																																																																											
その他の有形固定資産																																																																																											
無 形 固 定 資 産																																																																																											
そ の 他																																																																																											
(小 計)	()	()	()																																																																																								

改正後			現行																																								
日本労信協等保証機関保証			日本労信協等保証機関保証																																								
その他保証			その他保証																																								
信用			信用																																								
合計			合計																																								
<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類<small>の配列順に従って</small>、担保の評価額を限度として充当計上すること。 預金積金は、自金庫の預金積金を担保としている貸出について記載し、他の金融機関の預金を担保としている貸出については「その他」に記載すること。 日本労信協等保証機関保証は、機関保証の付してある貸出について記載すること。ただし、1件の貸出に日本労信協等保証機関保証と「預金積金」から「その他」までに該当する担保がある場合には、保証機関による保証金額から換価しやすい順（本表「種類」配列の順）に担保額または評価額に従い充当した金額を控除すること。 その他保証は、無担保で保証（保証機関保証を除く。）付のものを記載すること。 信用は、無担保かつ無保証のものを記載すること。 			<p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類<small>の配列順に従って</small>、担保の評価額を限度として充当計上すること。 預金積金は、自金庫の預金積金を担保としている貸出について記載し、他の金融機関の預金を担保としている貸出については「その他」に記載すること。 日本労信協等保証機関保証は、機関保証の付してある貸出について記載すること。ただし、1件の貸出に日本労信協等保証機関保証と「預金積金」から「その他」までに該当する担保がある場合には、保証機関による保証金額から換価しやすい順（本表「種類」配列の順）に担保額または評価額に従い充当した金額を控除すること。 その他保証は、無担保で保証（保証機関保証を除く。）付のものを記載すること。 信用は、無担保かつ無保証のものを記載すること。 																																								
<p>(削除)</p>			<p>VI 使 途 別</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">口 数</th> <th style="width: 25%;">金 額</th> <th style="width: 35%;">一口当たり 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃 金 手 当 対 策 資 金</td> <td>口</td> <td>千円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>生 活 資 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福 利 共 済 資 金</td> <td>運 営 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 備 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生 協 資 金</td> <td>運 営 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 備 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住 宅 資 金</td> <td>一 般 住 宅 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 宅 事 業 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 賃金手当対策資金の賃金とは、賃金、給料、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払われるすべてのものをいう。 住宅資金は、住宅の購入、新築、増改築のための資金のほか住宅の土地購入のための資金を含む。 				区 分	口 数	金 額	一口当たり 金 額	賃 金 手 当 対 策 資 金	口	千円	円	生 活 資 金				福 利 共 済 資 金	運 営 資 金			設 備 資 金			生 協 資 金	運 営 資 金			設 備 資 金			住 宅 資 金	一 般 住 宅 資 金			住 宅 事 業 資 金			合 計			
区 分	口 数	金 額	一口当たり 金 額																																								
賃 金 手 当 対 策 資 金	口	千円	円																																								
生 活 資 金																																											
福 利 共 済 資 金	運 営 資 金																																										
	設 備 資 金																																										
生 協 資 金	運 営 資 金																																										
	設 備 資 金																																										
住 宅 資 金	一 般 住 宅 資 金																																										
	住 宅 事 業 資 金																																										
合 計																																											

改正後															現行																																					
100万円以上 300万円未満																																																				
300万円以上 500万円未満																																																				
500万円以上 1,000万円未満																																																				
1,000万円以上 3,000万円未満																																																				
3,000万円以上 5,000万円未満																																																				
5,000万円以上 1億円未満																																																				
1億円以上 3億円未満																																																				
3億円以上 5億円未満																																																				
5億円以上																																																				
合 計																																																				
<p>(記載上の注意)</p> <p>「令」とは、労働金庫法施行令をいう。</p>																																																				
<p>VI 使 途 別</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:10%;">口 数</th> <th style="width:30%;">金 額</th> <th style="width:30%;">一口当たり 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃 金 手 当 対 策 資 金</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>生 活 資 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福 利 共 済 資 金</td> <td>運 営 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 備 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生 協 資 金</td> <td>運 営 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 備 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住 宅 資 金</td> <td>一 般 住 宅 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 宅 事 業 資 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>															区 分	口 数	金 額	一口当たり 金 額	賃 金 手 当 対 策 資 金	口	千円	円	生 活 資 金				福 利 共 済 資 金	運 営 資 金			設 備 資 金			生 協 資 金	運 営 資 金			設 備 資 金			住 宅 資 金	一 般 住 宅 資 金			住 宅 事 業 資 金			合 計				<p>(新設)</p>
区 分	口 数	金 額	一口当たり 金 額																																																	
賃 金 手 当 対 策 資 金	口	千円	円																																																	
生 活 資 金																																																				
福 利 共 済 資 金	運 営 資 金																																																			
	設 備 資 金																																																			
生 協 資 金	運 営 資 金																																																			
	設 備 資 金																																																			
住 宅 資 金	一 般 住 宅 資 金																																																			
	住 宅 事 業 資 金																																																			
合 計																																																				

改正後	現行																																																																																																																																																								
<p>1. 賃金手当対策資金の賃金とは、賃金、給料、手当、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払われるすべてのものをいう。</p> <p>2. 住宅資金は、住宅の購入、新築、増改築のための資金のほか住宅の土地購入のための資金を含む。</p> <p>10. 有形固定資産</p> <p>当期末残高内訳</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>建 物</th> <th>土 地</th> <th>建設仮勘定</th> <th>その他の有形固定資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>所有</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額</td> <td style="width:20%;">事業用土地</td> <td style="width:20%;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所有土地</td> <td>千円</td> </tr> </table> <p>2. 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額</td> <td style="width:20%;">事業用</td> <td style="width:20%;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所有</td> <td>千円</td> </tr> </table> <p>11. 預金及び定期積金</p> <p>当期末残高内訳</p> <p>I 金額別</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">金 額</th> <th colspan="2">預 金 積 金</th> <th colspan="2">う ち 一 般 員 外</th> </tr> <tr> <th>口 数</th> <th>金 額</th> <th>口 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円未満</td> <td>口</td> <td>千円</td> <td>口</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>5万円以上 10万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10万円以上 30万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30万円以上 50万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50万円以上 100万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万円以上 300万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>300万円以上 500万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	建 物	土 地	建設仮勘定	その他の有形固定資産	事業用	千円	千円	千円	千円	所有					合計					土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額	事業用土地	千円		所有土地	千円	建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額	事業用	千円		所有	千円	金 額	預 金 積 金		う ち 一 般 員 外		口 数	金 額	口 数	金 額	5万円未満	口	千円	口	千円	5万円以上 10万円未満					10万円以上 30万円未満					30万円以上 50万円未満					50万円以上 100万円未満					100万円以上 300万円未満					300万円以上 500万円未満					<p>10. 有形固定資産</p> <p>当期末残高内訳</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>建 物</th> <th>土 地</th> <th>建設仮勘定</th> <th>その他の有形固定資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業用</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>所有</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額</td> <td style="width:20%;">事業用土地</td> <td style="width:20%;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所有土地</td> <td>千円</td> </tr> </table> <p>2. 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額</td> <td style="width:20%;">事業用</td> <td style="width:20%;">千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所有</td> <td>千円</td> </tr> </table> <p>11. 預金及び定期積金</p> <p>当期末残高内訳</p> <p>I 金額別</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">金 額</th> <th colspan="2">預 金 積 金</th> <th colspan="2">う ち 一 般 員 外</th> </tr> <tr> <th>口 数</th> <th>金 額</th> <th>口 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5万円未満</td> <td>口</td> <td>千円</td> <td>口</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>5万円以上 10万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10万円以上 30万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>30万円以上 50万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50万円以上 100万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100万円以上 300万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>300万円以上 500万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	建 物	土 地	建設仮勘定	その他の有形固定資産	事業用	千円	千円	千円	千円	所有					合計					土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額	事業用土地	千円		所有土地	千円	建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額	事業用	千円		所有	千円	金 額	預 金 積 金		う ち 一 般 員 外		口 数	金 額	口 数	金 額	5万円未満	口	千円	口	千円	5万円以上 10万円未満					10万円以上 30万円未満					30万円以上 50万円未満					50万円以上 100万円未満					100万円以上 300万円未満					300万円以上 500万円未満				
種 類	建 物	土 地	建設仮勘定	その他の有形固定資産																																																																																																																																																					
事業用	千円	千円	千円	千円																																																																																																																																																					
所有																																																																																																																																																									
合計																																																																																																																																																									
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額	事業用土地	千円																																																																																																																																																							
	所有土地	千円																																																																																																																																																							
建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額	事業用	千円																																																																																																																																																							
	所有	千円																																																																																																																																																							
金 額	預 金 積 金		う ち 一 般 員 外																																																																																																																																																						
	口 数	金 額	口 数	金 額																																																																																																																																																					
5万円未満	口	千円	口	千円																																																																																																																																																					
5万円以上 10万円未満																																																																																																																																																									
10万円以上 30万円未満																																																																																																																																																									
30万円以上 50万円未満																																																																																																																																																									
50万円以上 100万円未満																																																																																																																																																									
100万円以上 300万円未満																																																																																																																																																									
300万円以上 500万円未満																																																																																																																																																									
種 類	建 物	土 地	建設仮勘定	その他の有形固定資産																																																																																																																																																					
事業用	千円	千円	千円	千円																																																																																																																																																					
所有																																																																																																																																																									
合計																																																																																																																																																									
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額	事業用土地	千円																																																																																																																																																							
	所有土地	千円																																																																																																																																																							
建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額	事業用	千円																																																																																																																																																							
	所有	千円																																																																																																																																																							
金 額	預 金 積 金		う ち 一 般 員 外																																																																																																																																																						
	口 数	金 額	口 数	金 額																																																																																																																																																					
5万円未満	口	千円	口	千円																																																																																																																																																					
5万円以上 10万円未満																																																																																																																																																									
10万円以上 30万円未満																																																																																																																																																									
30万円以上 50万円未満																																																																																																																																																									
50万円以上 100万円未満																																																																																																																																																									
100万円以上 300万円未満																																																																																																																																																									
300万円以上 500万円未満																																																																																																																																																									

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第九号

改正後					現行																																																																																																								
500 万円以上 1,000 万円未満					500 万円以上 1,000 万円未満																																																																																																								
1,000 万円以上 2,000 万円未満					1,000 万円以上 2,000 万円未満																																																																																																								
2,000 万円以上					2,000 万円以上																																																																																																								
合 計					合 計																																																																																																								
(記載上の注意) 「うち一般員外」欄には、労働金庫法第 58 条第 2 項第 5 号に該当する預金積金を記載すること。					(記載上の注意) 「うち一般員外」欄には、労働金庫法第 58 条第 2 項第 5 号に該当する預金積金を記載すること。																																																																																																								
II 預金者別 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:10%;">口 数</th> <th style="width:20%;">金 額</th> <th style="width:10%;">一口当たり 金 額</th> <th style="width:30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間労働組合</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間以外の労働組合及び公務員の団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費生活協同組合及び同連合会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《間 接 構 成 員》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> </tr> <tr> <td>上記各団体に所属しない個人会員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国、地方公共団体及び非営利法人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 員 外</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	口 数	金 額	一口当たり 金 額		民間労働組合	口	千円	円		民間以外の労働組合及び公務員の団体					消費生活協同組合及び同連合会					その他の団体					《間 接 構 成 員》	《 》	《 》	《 》	《 》	上記各団体に所属しない個人会員					国、地方公共団体及び非営利法人					一 般 員 外					合 計					II 預金者別 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">区 分</th> <th style="width:10%;">口 数</th> <th style="width:20%;">金 額</th> <th style="width:10%;">一口当たり 金 額</th> <th style="width:30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>民間労働組合</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間以外の労働組合及び公務員の団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費生活協同組合及び同連合会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の団体</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">《間 接 構 成 員》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> <td style="text-align: center;">《 》</td> </tr> <tr> <td>上記各団体に所属しない個人会員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国、地方公共団体及び非営利法人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 員 外</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区 分	口 数	金 額	一口当たり 金 額		民間労働組合	口	千円	円		民間以外の労働組合及び公務員の団体					消費生活協同組合及び同連合会					その他の団体					《間 接 構 成 員》	《 》	《 》	《 》	《 》	上記各団体に所属しない個人会員					国、地方公共団体及び非営利法人					一 般 員 外					合 計				
区 分	口 数	金 額	一口当たり 金 額																																																																																																										
民間労働組合	口	千円	円																																																																																																										
民間以外の労働組合及び公務員の団体																																																																																																													
消費生活協同組合及び同連合会																																																																																																													
その他の団体																																																																																																													
《間 接 構 成 員》	《 》	《 》	《 》	《 》																																																																																																									
上記各団体に所属しない個人会員																																																																																																													
国、地方公共団体及び非営利法人																																																																																																													
一 般 員 外																																																																																																													
合 計																																																																																																													
区 分	口 数	金 額	一口当たり 金 額																																																																																																										
民間労働組合	口	千円	円																																																																																																										
民間以外の労働組合及び公務員の団体																																																																																																													
消費生活協同組合及び同連合会																																																																																																													
その他の団体																																																																																																													
《間 接 構 成 員》	《 》	《 》	《 》	《 》																																																																																																									
上記各団体に所属しない個人会員																																																																																																													
国、地方公共団体及び非営利法人																																																																																																													
一 般 員 外																																																																																																													
合 計																																																																																																													
(記載上の注意) 1. 間接構成員（個人会員となつているものを含む。）の預金積金は、当該会員団体の預金積金に含めて記載すること 2. 《間接構成員》は、民間労働組合、官公労働組合、消費生活協同組合及び同連合会その他の団体の間接構成員（個人会員となつているものを含む。）の預金積金を記載すること。					(記載上の注意) 1. 間接構成員（個人会員となつているものを含む。）の預金積金は、当該会員団体の預金積金に含めて記載すること。 2. 《間接構成員》は、民間労働組合、官公労働組合、消費生活協同組合及び同連合会その他の団体の間接構成員（個人会員となつているものを含む。）の預金積金を記載すること。																																																																																																								
III 個人預金・法人預金 (口 数) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:20%;">預金積金種目</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">個人預金</th> <th colspan="4" style="width:40%;">法 人 預 金</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">合 計</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">公 金</th> <th style="width:10%;">金融機関</th> <th style="width:10%;">その他</th> <th style="width:10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 座 預 金</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> </tr> <tr> <td>普 通 預 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯 蓄 預 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通 知 預 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					預金積金種目	個人預金	法 人 預 金				合 計	公 金	金融機関	その他	計	当 座 預 金	口	口	口	口	口	口	普 通 預 金							貯 蓄 預 金							通 知 預 金							III 個人預金・法人預金 (口 数) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:20%;">預金積金種目</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">個人預金</th> <th colspan="4" style="width:40%;">法 人 預 金</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">合 計</th> </tr> <tr> <th style="width:10%;">公 金</th> <th style="width:10%;">金融機関</th> <th style="width:10%;">その他</th> <th style="width:10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 座 預 金</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> <td style="text-align: center;">口</td> </tr> <tr> <td>普 通 預 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貯 蓄 預 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通 知 預 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					預金積金種目	個人預金	法 人 預 金				合 計	公 金	金融機関	その他	計	当 座 預 金	口	口	口	口	口	口	普 通 預 金							貯 蓄 預 金							通 知 預 金																												
預金積金種目	個人預金	法 人 預 金					合 計																																																																																																						
		公 金	金融機関	その他	計																																																																																																								
当 座 預 金	口	口	口	口	口	口																																																																																																							
普 通 預 金																																																																																																													
貯 蓄 預 金																																																																																																													
通 知 預 金																																																																																																													
預金積金種目	個人預金	法 人 預 金				合 計																																																																																																							
		公 金	金融機関	その他	計																																																																																																								
当 座 預 金	口	口	口	口	口	口																																																																																																							
普 通 預 金																																																																																																													
貯 蓄 預 金																																																																																																													
通 知 預 金																																																																																																													

改正後							現行								
別 段 預 金							別 段 預 金								
納 税 準 備 預 金							納 税 準 備 預 金								
定 期 預 金							定 期 預 金								
定 期 積 金							定 期 積 金								
そ の 他 の 預 金							そ の 他 の 預 金								
合 計							合 計								
(構 成 比)	%	%	%	%	%	100.00%	(構 成 比)	%	%	%	%	%	100.00%		
(金 額)							(金 額)								
預 金 積 金 種 目	個人預金	法 人 預 金				合 計	一口当たり 金額	預 金 積 金 種 目	個人預金	法 人 預 金				合 計	一口当たり 金額
		公 金	金融機関	その他	計					公 金	金融機関	その他	計		
当 座 預 金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	当 座 預 金	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円
普 通 預 金								普 通 預 金							
貯 蓄 預 金								貯 蓄 預 金							
通 知 預 金								通 知 預 金							
別 段 預 金								別 段 預 金							
納 税 準 備 預 金								納 税 準 備 預 金							
定 期 預 金								定 期 預 金							
定 期 積 金								定 期 積 金							
そ の 他 の 預 金								そ の 他 の 預 金							
合 計								合 計							
(構 成 比)	%	%	%	%	%	100.00%		(構 成 比)	%	%	%	%	%	100.00%	
IV 預金等総額及び員外預金比率の状況							IV 預金等総額及び員外預金比率の状況								
区 分	当 年 度 開 始 時		翌 年 度 開 始 時				区 分	当 年 度 開 始 時		翌 年 度 開 始 時					
預 金 等 総 額	億円		億円				預 金 等 総 額	億円		億円					
員 外 預 金 比 率	%		%				員 外 預 金 比 率	%		%					
(記載上の注意)							(記載上の注意)								
1. 預金等総額は、労働金庫法施行令第1条の4第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。							1. 預金等総額は、労働金庫法施行令第1条の4第1項に規定する事業年度開始時における預金及び定期積金の総額を記載すること。								
2. 員外預金比率は、労働金庫法第32条第4項に規定する事業年度開始時における員外預金比率を記載すること。							2. 員外預金比率は、労働金庫法第32条第4項に規定する事業年度開始時における員外預金比率を記載すること。								

改正後							現行						
12. 借入金							12. 借入金						
当期末残高内訳							当期末残高内訳						
種 類	取 引 先	利 率	金 額	担 保 内 訳			種 類	取 引 先	利 率	金 額	担 保 内 訳		
				種 類	数 量	価 額					種 類	数 量	価 額
		%	千円						%	千円			
合 計							合 計						
(記載上の注意)							(記載上の注意)						
1. 借入金、当座借越及び再割引手形の順序に区分して記載し、各科目ごとに小計を付すこと。							1. 借入金、当座借越及び再割引手形の順序に区分して記載し、各科目ごとに小計を付すこと。						
2. 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもって記載すること。							2. 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもって記載すること。						
13. 債務保証							13. 債務保証						
当期末残高内訳							当期末残高内訳						
種 類			口 数	金 額			種 類			口 数	金 額		
イ. 預金、定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け			口	千円			イ. 預金、定期積金を担保に徴して行われる保証又は手形の引受け			口	千円		
ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証							ロ. 金融機関等の業務の代理に付随して行われる保証						
ハ. 日本勤労者住宅協会に対する保証又は手形の引受け							ハ. 日本勤労者住宅協会に対する保証又は手形の引受け						
ニ. 間接構成員に対する保証又は手形の引受け							ニ. 間接構成員に対する保証又は手形の引受け						
ホ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証							ホ. 国税の徴収猶予の担保等について行われる保証						

改正後						現行					
15. 単体自己資本比率						15. 単体自己資本比率					
当期末現在						当期末現在					
項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末	項目	前期末	当期末
出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円	出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
優先出資申込証拠金						優先出資申込証拠金					
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金						その他資本剰余金					
利益準備金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			利益準備金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
特別積立金						特別積立金					
次期繰越金						次期繰越金					
その他			控除項目不算入額	△	△	その他			控除項目不算入額	△	△
その他有価証券の評価差損	△	△	控除項目計 (D)			その他有価証券の評価差損	△	△	控除項目計 (D)		
処分未済持分	△	△	自己資本額 (C-D) (E)			処分未済持分	△	△	自己資本額 (C-D) (E)		
自己優先出資	△	△				自己優先出資	△	△			
自己優先出資申込証拠金						自己優先出資申込証拠金					
営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△			
のれん	△	△	資産(オン・バランス)項目			のれん	△	△	資産(オン・バランス)項目		
基本的項目 (A)			オフ・バランス取引項目			基本的項目 (A)			オフ・バランス取引項目		
			リスク・アセット等計 (F)						リスク・アセット等計 (F)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額						土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額					
一般貸倒引当金						一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等						負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資						期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1 比率 (A/F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1 比率 (A/F)	%	%

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第九号

改正後						現行					
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
(記載上の注意) 1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2. 「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第8号の単体自己資本比率をいう。 3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。						(記載上の注意) 1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。 2. 「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第8号の単体自己資本比率をいう。 3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。					

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第九号

改正後				現行			
債務保証見返金 (うち個別貸倒引当金)	△(△)	出資資金 普通出資 優先出資 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 特別積立金 (.....) 当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	()	債務保証見返金 (うち個別貸倒引当金)	△(△)	出資資金 普通出資 優先出資 資本剰余金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 特別積立金 (.....) 当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	()
		処分未済持分 自己優先出資 自己優先出資 会員勘定 その他有価証券 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額 評価・換算差額等 純資産の部合計	△ △			処分未済持分 自己優先出資 自己優先出資 会員勘定 その他有価証券 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額 評価・換算差額等 純資産の部合計	△ △
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項				(1) 継続企業の前提（労働金庫法施行規則第27条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項			
① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容				① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容			
② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無				② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無			
③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画				③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画			
④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無				④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無			
(2) 次に掲げる会計方針に関する事項				(2) 次に掲げる会計方針に関する事項			
① 有価証券の評価基準及び評価方法				① 有価証券の評価基準及び評価方法			
② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額				② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額			
③ 有形固定資産の減価償却の方法				③ 有形固定資産の減価償却の方法			
④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準				④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準			
⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）				⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）			
⑥ 退職給付引当金の計上方法				⑥ 退職給付引当金の計上方法			
⑦ リース取引の処理方法				⑦ リース取引の処理方法			
⑧ ヘッジ会計の方法				⑧ ヘッジ会計の方法			
⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法				⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法			
⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法				⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法			
⑪ その他採用した重要な会計方針				⑪ その他採用した重要な会計方針			
(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）				(3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）			
① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容				① 会計処理の原則又は手続きを変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容			
② 表示方法を変更したときは、その内容				② 表示方法を変更したときは、その内容			
(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額。 なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号ロによる。				(4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額。 なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号ロによる。			
(5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。				(5) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。			
(6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額				(6) 有形固定資産の減価償却累計額、減損損失累計額及び圧縮記帳額			

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第九号

改正後	現行
<p>(7) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(8) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。</p> <p>(9) 子会社等(労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額</p> <p>(10) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</p> <p>① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</p> <p>② 繰延税金負債</p> <p>(11) 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項</p> <p>(13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(14) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(16) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。）</p> <p><u>(17) 労働金庫法及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容</u></p> <p>(18) 出資1口当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）</p> <p>(19) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象</p> <p><u>(20) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)</u></p> <p><u>(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。</p> <p>3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。</p> <p>4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>	<p>(7) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>(8) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。</p> <p>(9) 子会社等（労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(10) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳</p> <p>① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）</p> <p>② 繰延税金負債</p> <p>(11) 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務の当該子会社等に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額</p> <p>(12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項</p> <p>(13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額</p> <p>(14) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額</p> <p>(15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(16) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに区分して記載すること。）</p> <p><u>(17) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額</u></p> <p>① <u>申込期日経過後における優先出資申込証拠金</u></p> <p>② <u>評価・換算差額等</u></p> <p>(18) 出資1口当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）</p> <p>(19) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（新設）</p> <p><u>(20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。</p> <p>3. 目的積立金は特別積立金に含めて記載し、特別積立金のあとの「(・・・)」に内訳として名称、金額を記載すること。</p> <p>4. 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>5. その他の資産及びその他の負債のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。</p> <p>6. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>

改正後					現行						
<u>第3 損益計算書</u>					<u>第3 損益計算書</u>						
第 期	〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕				(労働金庫名)	第 期	〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕				(労働金庫名)
科 目		金 額			科 目		金 額				
		× × × 千円					× × × 千円				
経常収益	× × ×				経常収益	× × ×					
貸出金利	× × ×				貸出金利	× × ×					
預け金利息	× × ×				預け金利息	× × ×					
買入手形利息	× × ×				買入手形利息	× × ×					
コルローン利息	× × ×				コルローン利息	× × ×					
買現先利息	× × ×				買現先利息	× × ×					
債券借取引受入利息	× × ×				債券借取引受入利息	× × ×					
有価証券利息配当金	× × ×				有価証券利息配当金	× × ×					
金利スワップ受入利息	× × ×				金利スワップ受入利息	× × ×					
その他の受入利息	× × ×				その他の受入利息	× × ×					
役員取引等収益	× × ×				役員取引等収益	× × ×					
受入為替手数料	× × ×				受入為替手数料	× × ×					
その他の役員収益	× × ×				その他の役員収益	× × ×					
その他の業務収益	× × ×				その他の業務収益	× × ×					
外国為替売買	× × ×				外国為替売買	× × ×					
商品有価証券売買	× × ×				商品有価証券売買	× × ×					
国債等債券売却益	× × ×				国債等債券売却益	× × ×					
国債等債券償還益	× × ×				国債等債券償還益	× × ×					
金融派生商品収益	× × ×				金融派生商品収益	× × ×					
その他の業務収益	× × ×				その他の業務収益	× × ×					
その他の経常収益	× × ×				その他の経常収益	× × ×					
株式等売却益	× × ×				株式等売却益	× × ×					
金銭の信託運用益	× × ×				金銭の信託運用益	× × ×					
その他の経常収益	× × ×				その他の経常収益	× × ×					
経常費用				× × ×	経常費用				× × ×		
資金調達費用	× × ×				資金調達費用	× × ×					
預金利息	× × ×				預金利息	× × ×					
給付補てん備金繰入額	× × ×				給付補てん備金繰入額	× × ×					
譲渡性預金利息	× × ×				譲渡性預金利息	× × ×					
借入金利息	× × ×				借入金利息	× × ×					
売渡手形利息	× × ×				売渡手形利息	× × ×					
コルマネー利息	× × ×				コルマネー利息	× × ×					
売現先利息	× × ×				売現先利息	× × ×					
債券借取引支払利息	× × ×				債券借取引支払利息	× × ×					
コマシャル・ペーパー利息	× × ×				コマシャル・ペーパー利息	× × ×					
金利スワップ支払利息	× × ×				金利スワップ支払利息	× × ×					
その他の支払利息	× × ×				その他の支払利息	× × ×					
役員取引等費用	× × ×				役員取引等費用	× × ×					
支払為替手数料	× × ×				支払為替手数料	× × ×					
その他の役員費用	× × ×				その他の役員費用	× × ×					
その他の業務費用	× × ×				その他の業務費用	× × ×					

改正後				現行			
外国為替売買損	×	×	×	外国為替売買損	×	×	×
商品有価証券売買損	×	×	×	商品有価証券売買損	×	×	×
国債等債券売却損	×	×	×	国債等債券売却損	×	×	×
国債等債券償還損	×	×	×	国債等債券償還損	×	×	×
国債等債券償却	×	×	×	国債等債券償却	×	×	×
金融派生商品費用	×	×	×	金融派生商品費用	×	×	×
その他の業務費用	×	×	×	その他の業務費用	×	×	×
経費	×	×	×	経費	×	×	×
人物件費	×	×	×	人物件費	×	×	×
税	×	×	×	税	×	×	×
その他の経常費用	×	×	×	その他の経常費用	×	×	×
貸倒引当金繰入額	×	×	×	貸倒引当金繰入額	×	×	×
貸出金償却	×	×	×	貸出金償却	×	×	×
株式等売却損	×	×	×	株式等売却損	×	×	×
株式等償却	×	×	×	株式等償却	×	×	×
金銭の信託運用損	×	×	×	金銭の信託運用損	×	×	×
その他の資産償却	×	×	×	その他の資産償却	×	×	×
退職手当金	×	×	×	退職手当金	×	×	×
その他の経常費用	×	×	×	その他の経常費用	×	×	×
経常利益（又は経常損失）			×	経常利益（又は経常損失）			×
特別利益			×	特別利益			×
固定資産処分益	×	×	×	固定資産処分益	×	×	×
貸倒引当金戻入益	×	×	×	貸倒引当金戻入益	×	×	×
償却債権取立益	×	×	×	償却債権取立益	×	×	×
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×	金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×	証券取引責任準備金取崩額	×	×	×
その他の特別利益	×	×	×	その他の特別利益	×	×	×
特別損失			×	特別損失			×
固定資産処分損	×	×	×	固定資産処分損	×	×	×
減損損	×	×	×	減損損	×	×	×
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×	金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×	証券取引責任準備金繰入額	×	×	×
その他の特別損失	×	×	×	その他の特別損失	×	×	×
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）			×	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）			×
法人税、住民税及び事業税			×	法人税、住民税及び事業税			×
法人税等調整額			×	法人税等調整額			×
当期純利益（又は当期純損失）			×	当期純利益（又は当期純損失）			×
前期繰越金			×	前期繰越金			×
積立金取崩額			×	積立金取崩額			×
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）			×	当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）			×

(記載上の注意)

- 労働金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
- 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

(記載上の注意)

- 労働金庫法第32条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
- 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- その他の特別利益は前期損益修正その他異常な利益を記載し、その他の特別損失には前期損益修正その他異常な損失を記載すること。

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省第一号） 別紙様式第九号

改正後	現行
<p>ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>7. 出資1口当たりの<u>当期純利益金額又は当期純損失金額</u>を銭単位まで<u>注記</u>すること。</p> <p>8. 子会社等との取引に関する事項を<u>注記</u>すること。</p> <p>9. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>	<p>ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。</p> <p>5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>6. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</p> <p>7. 出資1口当たりの<u>当期純利益又は当期純損失</u>を銭単位まで<u>記載</u>すること。</p> <p>8. <u>労働金庫法第94条</u>において準用する<u>銀行法第14条の2第2号</u>に規定する子会社等との取引に関する事項を<u>記載</u>すること。</p> <p>9. 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。</p>

改正後	現行																																																																
<h3 style="margin:0;">第4 剰余金処分計算書</h3>																																																																	
第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }																																																																	
(労働金庫名)																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 期 未 処 分 剰 余 金</td> <td style="text-align:right;">円</td> </tr> <tr> <td>積 立 金 取 崩 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>剰 余 金 処 分 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通出資に対する配当金</td> <td style="text-align:right;">(年 %)</td> </tr> <tr> <td>優先出資に対する配当金</td> <td style="text-align:right;">(年 %)</td> </tr> <tr> <td>事業の利用分量に対する配当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 別 積 立 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>次 期 繰 越 金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	当 期 未 処 分 剰 余 金	円	積 立 金 取 崩 額						剰 余 金 処 分 額		利 益 準 備 金		普通出資に対する配当金	(年 %)	優先出資に対する配当金	(年 %)	事業の利用分量に対する配当金		特 別 積 立 金										次 期 繰 越 金		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">科 目</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 期 未 処 分 剰 余 金</td> <td style="text-align:right;">円</td> </tr> <tr> <td>積 立 金 取 崩 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>剰 余 金 処 分 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通出資に対する配当金</td> <td style="text-align:right;">(年 %)</td> </tr> <tr> <td>優先出資に対する配当金</td> <td style="text-align:right;">(年 %)</td> </tr> <tr> <td>事業の利用分量に対する配当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 別 積 立 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>次 期 繰 越 金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	当 期 未 処 分 剰 余 金	円	積 立 金 取 崩 額						剰 余 金 処 分 額		利 益 準 備 金		普通出資に対する配当金	(年 %)	優先出資に対する配当金	(年 %)	事業の利用分量に対する配当金		特 別 積 立 金										次 期 繰 越 金	
科 目	金 額																																																																
当 期 未 処 分 剰 余 金	円																																																																
積 立 金 取 崩 額																																																																	
剰 余 金 処 分 額																																																																	
利 益 準 備 金																																																																	
普通出資に対する配当金	(年 %)																																																																
優先出資に対する配当金	(年 %)																																																																
事業の利用分量に対する配当金																																																																	
特 別 積 立 金																																																																	
次 期 繰 越 金																																																																	
科 目	金 額																																																																
当 期 未 処 分 剰 余 金	円																																																																
積 立 金 取 崩 額																																																																	
剰 余 金 処 分 額																																																																	
利 益 準 備 金																																																																	
普通出資に対する配当金	(年 %)																																																																
優先出資に対する配当金	(年 %)																																																																
事業の利用分量に対する配当金																																																																	
特 別 積 立 金																																																																	
次 期 繰 越 金																																																																	
(記載上の注意)																																																																	
1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。																																																																	
2. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処分剰余金の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。																																																																	
3. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。																																																																	

改正後	現行																																												
<p><u>第5 損失金処理計算書</u></p> <p>第 期 (年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(労働金庫名)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 期 未 処 理 損 失 金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>損 失 金 処 理 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>積 立 金 取 崩 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金 取 崩 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>次 期 繰 越 金</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。</p> <p>2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。</p>	科 目	金 額	当 期 未 処 理 損 失 金	円							損 失 金 処 理 額		積 立 金 取 崩 額		利 益 準 備 金 取 崩 額						次 期 繰 越 金		<p><u>第5 損失金処理計算書</u></p> <p>第 期 (年 月 日から) (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">(労働金庫名)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">科 目</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当 期 未 処 理 損 失 金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>損 失 金 処 理 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>積 立 金 取 崩 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金 取 崩 額</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>次 期 繰 越 金</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. その他資本剰余金を処分した場合には、当期末処理損失金の処理及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。</p> <p>2. その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金、その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、当期末処分剰余金の処分に準じて記載すること。</p>	科 目	金 額	当 期 未 処 理 損 失 金	円							損 失 金 処 理 額		積 立 金 取 崩 額		利 益 準 備 金 取 崩 額						次 期 繰 越 金	
科 目	金 額																																												
当 期 未 処 理 損 失 金	円																																												
損 失 金 処 理 額																																													
積 立 金 取 崩 額																																													
利 益 準 備 金 取 崩 額																																													
次 期 繰 越 金																																													
科 目	金 額																																												
当 期 未 処 理 損 失 金	円																																												
損 失 金 処 理 額																																													
積 立 金 取 崩 額																																													
利 益 準 備 金 取 崩 額																																													
次 期 繰 越 金																																													

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第九号の二

改正後	現行
<p>別紙様式第9号の2（第113条第2項関係） 連結業務報告書 第1 事業概況書（略） 第2 連結財務諸表 1.（略） 2. 連結貸借対照表 （記載上の注意） 1.（1）～（5）（略） (6) 有形固定資産の減価償却累計額及び狂縮記帳額 (7)（略） (8) 労働金庫の理事及び監事との間の取引による当該理事及び監事に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、労働金庫との間の総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。 (9) 労働金庫の理事及び監事との間の取引による当該理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。 (10)～(14)（略） (15) <u>子会社等の株式又は出資金の総額</u> (16) <u>資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u> (17)（略） 3.～4.（略）</p>	<p>別紙様式第9号の2（第113条第2項関係） 連結業務報告書 第1 事業概況書（略） 第2 連結財務諸表 1.（略） 2. 連結貸借対照表 （記載上の注意） 1.（1）～（5）（略） (6) 有形固定資産の減価償却累計額、<u>減損損失累計額</u>及び狂縮記帳額 (7)（略） (8) 労働金庫の理事及び監事との間の取引による<u>理事及び監事に対する金銭債権</u>があるときは、その総額。ただし、労働金庫との間の総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。 (9) 労働金庫の理事及び監事との間の取引による<u>理事及び監事に対する金銭債務</u>があるときは、その総額。ただし、預金積金に係る債務は、この限りでない。 (10)～(14)（略） (新設) (新設) (15)（略） 3.～4.（略）</p>

改正後	現行																																																						
<p>別紙様式第10号（第113条第1項関係） 業務報告書</p> <p>第1 事業概況書</p> <p>1. 事業の概況 （記載上の注意） 事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫連合会が対処すべき課題の順字に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。</p> <p>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項（略）</p> <p>3. 役員 I 役員数（略） II 役員の概要 （記載上の注意） 1. 労働金庫法第32条第5項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。 2. 当年度中に退任（解任を含む。）が<u>あつた</u>役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。 3.（略）</p> <p>4. ～8.（略）</p> <p>9. 貸出金 I～III（略） IV 担保別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">貸 出 金 額</th> <th style="text-align: center;">う ち 会 員 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 金 積 金</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動 産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不 動 産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（小 計）</td> <td style="text-align: center;">（ ）</td> <td style="text-align: center;">（ ）</td> </tr> <tr> <td>保 証</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>信 用</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	貸 出 金 額	う ち 会 員 外	預 金 積 金	百万円	百万円	有 価 証 券			動 産			不 動 産			そ の 他			（小 計）	（ ）	（ ）	保 証			信 用			<p>別紙様式第10号（第113条第1項関係） 業務報告書</p> <p>第1 事業概況書</p> <p>1. 事業の概況 （記載上の注意） 事業方針、償却及び引当の方針、金融経済環境、業績、事業の展望及び労働金庫連合会が対処すべき課題の順字に従って、それぞれの事項を簡潔にまとめて記載すること。</p> <p>2. 総会、総代会及び理事会の重要事項（略）</p> <p>3. 役員 I 役員数（略） II 役員の概要 （記載上の注意） 1. 労働金庫法第32条第4項に規定する者に該当する監事については、役名を○印で囲むこと。 2. 当年度中に退任（解任を含む。）が<u>あつた</u>役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。 3.（略）</p> <p>4. ～8.（略）</p> <p>9. 貸出金 I～III（略） IV 担保別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">貸 出 金 額</th> <th style="text-align: center;">う ち 会 員 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預 金 積 金</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建 物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>その他の有形固定資産</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	貸 出 金 額	う ち 会 員 外	預 金 積 金	百万円	百万円	有 価 証 券			有 形 固 定 資 産			建 物			土 地			<u>その他の有形固定資産</u>			無 形 固 定 資 産			そ の 他		
種 類	貸 出 金 額	う ち 会 員 外																																																					
預 金 積 金	百万円	百万円																																																					
有 価 証 券																																																							
動 産																																																							
不 動 産																																																							
そ の 他																																																							
（小 計）	（ ）	（ ）																																																					
保 証																																																							
信 用																																																							
種 類	貸 出 金 額	う ち 会 員 外																																																					
預 金 積 金	百万円	百万円																																																					
有 価 証 券																																																							
有 形 固 定 資 産																																																							
建 物																																																							
土 地																																																							
<u>その他の有形固定資産</u>																																																							
無 形 固 定 資 産																																																							
そ の 他																																																							

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第十号

合 計		
-----	--	--

(記載上の注意)

1. 2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類^{の配列順に従って}、担保の評価額を限度として充当計上すること。
2. ～4. (略)

V 金額別

(記載上の注意)

1. 「独立行政法人雇用・能力開発機構等」欄には、労働金庫法施行令第3条第7号に該当するものを記載すること。
2. 「地方公社等」欄には、労働金庫法施行令第3条第8号に該当するものを記載すること。

VI (略)

10. (略)

11. 預 金

I～II (略)

III 預金種目別

(口数) (略)

(金額)

預金種目	会 員	会 員 外			合 計	一口当たり 金 額
		国 等	その他	計		
当 座 預 金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
普 通 預 金						
貯 蓄 預 金						
通 知 預 金						
別 段 預 金						
定 期 預 金						

(小 計)	()	()
保 証		
信 用		
合 計		

(記載上の注意)

1. 2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類^{の配列順に従って}、担保の評価額を限度として充当計上すること。
2. ～4. (略)

V 金額別

(記載上の注意)

1. 「独立行政法人雇用・能力開発機構等」欄には、令第3条第7号に該当するものを記載すること。
2. 「地方公社等」欄には、令第3条第8号に該当するものを記載すること。

VI (略)

10. (略)

11. 預 金

I～II (略)

III 預金種目別

(口数) (略)

(金額)

預金種目	会 員	会 員 外			合 計	一口当たり 金 額
		国 等	その他	計		
当 座 預 金	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
普 通 預 金						
貯 蓄 預 金						
通 知 預 金						
別 段 預 金						
定 期 預 金						

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第十号

その他の預金						
合計						
(構成比)	%	%	%	%	100.00%	

(記載上の注意) (略)

12. 借入金

(記載上の注意)

1. (略)
2. 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

13. 債務保証

当期末残高内訳

種 類	口 数	金 額
イ. (略)	口	百万円
ロ. (略)		
ハ. (略)		
ニ. (略)		
ホ. (略)		
ヘ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は引受け		
ト. (略)		
チ. (略)		
合計		

14. (略)

15. 単体自己資本比率

(記載上の注意)

1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

その他の預金						
合計						
(構成比)	%	%	%	%	100.00%	

(記載上の注意) (略)

12. 借入金

(記載上の注意)

1. (略)
2. 当座借越は、借越契約による極度額を「金額」欄に括弧書をもつて記載すること。

13. 債務保証

当期末残高内訳

種 類	口 数	金 額
イ. (略)	口	百万円
ロ. (略)		
ハ. (略)		
ニ. (略)		
ホ. (略)		
ヘ. 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は引受け		
ト. (略)		
チ. (略)		
合計		

14. (略)

15. 単体自己資本比率

(記載上の注意)

1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第十号

<p>2. ～3. (略)</p> <p>第2 貸借対照表 (記載上の注意)</p> <p>1. (1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、<u>預金</u>に係る債務は、この限りでない。</p> <p>(9) 子会社等（労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p>(16) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は貸貸借契約によるものに区分して記載すること。）</p> <p><u>(17) 労働金庫法及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容</u></p> <p>(18)～(19) (略)</p> <p><u>(20) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p><u>(21) (略)</u></p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>第3 損益計算書 (記載上の注意)</p> <p>1. 労働金庫法第32条第5項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 出資1口当たりの<u>当期純利益金額又は当期純損失金額</u>を銭単位まで注記すること。</p>	<p>2. ～3. (略)</p> <p>第2 貸借対照表 (記載上の注意)</p> <p>1. (1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 有形固定資産の減価償却累計額、<u>減損損失累計額</u>及び圧縮記帳額</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、<u>預金積金</u>に係る債務は、この限りでない。</p> <p>(9) 子会社等（労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式又は出資金の総額</p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p>(16) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は貸貸借契約によるものに区分して記載すること。）</p> <p><u>(17) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、出資金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額</u></p> <p><u>① 申込期日経過後における優先出資申込証拠金</u></p> <p><u>② 評価・換算差額等</u></p> <p>(18)～(19) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(20) (略)</u></p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>第3 損益計算書 (記載上の注意)</p> <p>1. 労働金庫法第32条第4項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越金の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>6. (略)</p> <p>7. 出資1口当たりの<u>当期純利益又は当期純損失</u>を銭単位まで記載すること。</p>
--	--

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第十号

<p>8. 子会社等との取引に関する事項を注記すること。</p> <p>9. (略)</p> <p>第4 キャッシュ・フロー計算書 (略)</p> <p>第5 剰余金処分計算書 (記載上の注意)</p> <p>1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>第6 損失金処理計算書 (略)</p>	<p>8. 労働金庫法第94条において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項を記載すること。</p> <p>9. (略)</p> <p>第4 キャッシュ・フロー計算書 (略)</p> <p>第5 剰余金処分計算書 (記載上の注意)</p> <p>1. 一定の目的のために留保した積立金の目的外の取崩金額は、積立金取崩額の内訳として当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。</p> <p>2. ～3. (略)</p> <p>第6 損失金処理計算書 (略)</p>
---	---

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第十号の二

改正後	現行
<p>別紙様式第10号の2（第113条第2項関係）</p> <p>連結業務報告書</p> <p>第1 事業概況書（略）</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 連結貸借対照表 （記載上の注意）</p> <p>1.（1）～（5）（略）</p> <p>（6） 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額</p> <p>（7）（略）</p> <p>（8） 労働金庫連合会の理事及び監事との間の取引による<u>当該理事及び監事に対する金銭債権</u>があるときは、その総額。ただし、労働金庫連合会との間の総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>（9） 労働金庫連合会の理事及び監事との間の取引による<u>当該理事及び監事に対する金銭債務</u>があるときは、その総額。ただし、<u>預金</u>に係る債務は、この限りでない。</p> <p>（10）～（14）（略）</p> <p><u>（15） 子会社等の株式又は出資金の総額</u></p> <p><u>（16） 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産科目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）</u></p> <p><u>（17）</u>（略）</p> <p>2.～4.（略）</p> <p>3.～5.（略）</p>	<p>別紙様式第10号の2（第113条第2項関係）</p> <p>連結業務報告書</p> <p>第1 事業概況書（略）</p> <p>第2 連結財務諸表</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 連結貸借対照表 （記載上の注意）</p> <p>1.（1）～（5）（略）</p> <p>（6） 有形固定資産の減価償却累計額、<u>減損損失累計額</u>及び圧縮記帳額</p> <p>（7）（略）</p> <p>（8） 労働金庫連合会の理事及び監事との間の取引による<u>理事及び監事に対する金銭債権</u>があるときは、その総額。ただし、労働金庫連合会との間の総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金（担保とされた預金積金の額を超えないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>（9） 労働金庫連合会の理事及び監事との間の取引による<u>理事及び監事に対する金銭債務</u>があるときは、その総額。ただし、<u>預金積金</u>に係る債務は、この限りでない。</p> <p>（10）～（14）（略）</p> <p><u>（15）</u>（略）</p> <p>2.～4.（略）</p> <p>3.～5.（略）</p>

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第十三号

改正後	現行
<p>別紙様式第13号（第147条第1項関係） 労働金庫代理業に関する報告書 1～5（略） 6 労働金庫代理業の実施状況 （1）（略） （2）貸出金関係 ①（略） ② 媒介 （記載上の注意） 1～3（略） 4 「<u>件数</u>」欄及び「<u>媒介額</u>」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。 （3）（略） （4）手数料の状況 （記載上の注意） 「<u>手数料</u>」欄は、当期中に所属労働金庫（<u>労働金庫代理業再委託者</u>（法第94条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。）にあつては、<u>労働金庫代理業再委託者</u>）から得た労働金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。</p>	<p>別紙様式第13号（第147条第1項関係） 労働金庫代理業に関する報告書 1～5（略） 6 労働金庫代理業の実施状況 （1）（略） （2）貸出金関係 ①（略） ② 媒介 （記載上の注意） 1～3（略） 4 「<u>件数</u>」及び「<u>媒介額</u>」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。 （3）（略） （4）手数料の状況 （記載上の注意） 「<u>手数料</u>」欄は、当期中に所属労働金庫（<u>労働金庫代理業再委託者</u>（法第94条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。）にあつては、<u>労働金庫代理業再委託者</u>）から得た労働金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。</p>

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第十四号

改正後	現行
<p>別紙様式第14号（第147条第1項関係） 労働金庫代理業に関する報告書 1～5（略） 6 労働金庫代理業の実施状況 （1）（略） （2）貸出金関係 ①（略） ② 媒介 （記載上の注意） 1～3（略） 4 「<u>件数</u>」欄及び「<u>媒介額</u>」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。 （3）（略） （4）手数料の状況 （記載上の注意） 「<u>手数料</u>」欄は、当期中に所属労働金庫（<u>労働金庫代理業再委託者</u>（法第94条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。）にあつては、<u>労働金庫代理業再委託者</u>）から得た労働金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。</p>	<p>別紙様式第14号（第147条第1項関係） 労働金庫代理業に関する報告書 1～5（略） 6 労働金庫代理業の実施状況 （1）（略） （2）貸出金関係 ①（略） ② 媒介 （記載上の注意） 1～3（略） 4 「<u>件数</u>」及び「<u>媒介額</u>」欄の（ ）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。 （3）（略） （4）手数料の状況 （記載上の注意） 「<u>手数料</u>」欄は、当期中に所属労働金庫（<u>労働金庫代理業再委託者</u>（法第94条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。）にあつては、<u>労働金庫代理業再委託者</u>）から得た労働金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。</p>